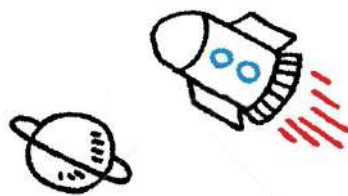




リップル保育園浦和

重要事項説明書



2026 年度

(1) 事業運営主体

事業者の名称	株式会社リップル研究所
代表者氏名	代表取締役 大崎紳介
本社の所在地	さいたま市中央区鈴谷 9-10-6
本部事業所所在地	さいたま市大宮区宮町 3-1-6 明秀ビル 203
事業所の電話番号	048-780-2813
事業所のメールアドレス	ripple@ripplehoiuen.com.co

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	「保育所保育指針」に基づき、養護及び教育を一体的に行う。 良質な生育環境を提供し、生きる力の基礎を育てる。
運営方針	I 保育所の生活をとおして子どもを主体とした「最善の利益」を守る。 II 豊かな経験や学びのなか、生きる基礎を育む。 III 保育所職員と保護者、地域と一緒に子どもたちの成長と安全を守る環境を作る。

(3) 利用施設及び提供する保育の内容

1. 保育所概要

名 称	リップル保育園浦和
所 在 地	さいたま市浦和区仲町 1-11-18 ユーネックスハイム 1階
電話番号	048 - 711 - 9307 (TEL) 048 - 711 - 1856 (Fax)
メールアドレス	urawa@ripplehoikuen.com.co
認可年月日	平成 29 年 4 月小規模保育事業 A 型
園長氏名	高橋 彩世
利用定員	0 歳児 3 名 1 歳児 8 名 2 歳児 8 名 計 19 名
保育事業の内容	生後 6 か月から 2 歳 延長保育

2. 施設の概要

敷 地	賃貸借物件
建 物	鉄骨コンクリート造 6 階建 1 階部分 延べ床面積 1F (140.44 m ²)
施設の内容 面積 (m ²)	乳児室・ほふく室 27.9 m ² 調理室・調乳室 10.01 m ² 保育室・遊戯室 68.7 m ²

3. 連携施設

施設名称	住所・連携内容
リップル保育園鈴谷 (連携内容)	さいたま市中央区鈴谷 9-10-6 保育内容の支援・代替保育・卒園後の受け入れ
リップル保育園与野 (連携内容)	さいたま市浦和区上木崎 1-3-5-1 保育内容の支援・代替保育・卒園後の受け入れ
学校法人 麗和幼稚園 (連携内容)	さいたま市浦和区仲町 2-10-19 卒園後の受け入れ

4. 年間行事予定

行事内容	
4月	慣らし保育月間・入園進級式・保護者会
5月	端午の節句・親子遠足
6月	内科検診・歯科検診・水遊び開始
7月	七夕の会
8月	夏祭り
9月	お月見会
10月	ハロウィン・うさぎ組遠足
11月	内科検診
12月	クリスマス会
1月	新年お楽しみ会
2月	節分の会
3月	ひな祭り会・うさぎ組卒園遠足・お別れ遠足・卒園式

※身体測定、お誕生会、避難訓練・防犯訓練は毎月行います。

※この他に引き渡し訓練、親子遠足、保育参観、個人面談が年1回あります。

※土曜日に不定期で園開放・交流会を行っています。

※行事予定はその年度の社会情勢等により変更になることがあります。

5. 食事の提供について

給食 おやつ他	自園調理にて提供しています。 献立表は翌月分を毎月月末までに配信しています。
アレルギー	「園での健康管理について」にて、ご説明いたしております。
衛生管理	調理係、調乳係、保育従事者全てにおいて毎月検便を行っています。 毎年全員の健康診断結果をさいたま市監査時に開示しています。

(4) 職員配備

職種		常勤職員	非常勤職員	
保育従事者	施設長	1人	人	保育運営責任者（保育士）
	保育士	4人	4人	
	看護師		1人	看護師・助産師 本部兼務
調理員		1人	1人	調理師
用務員		人	人	
事務員		人	1人	本部兼務

- 1 玄関に職員紹介を表示しています。
- 2 「小規模保育事業所の設備及び運営に関する基準」を遵守した職員配備を行っています。

(5) 保育所の開園日及び時間

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	7時30分から19時までの保育契約時間
延長保育時間	さいたま市認定の契約保育時間を超えた保育時間 ※開所時間内に限る（土曜保育は延長保育無）
休園日	日曜日・祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日)

保育標準時間

保育時間 7時30分から18時30分
延長保育 18時30分から19時

保育短時間

保育時間 8時30分から16時30分
延長保育 16時30分から19時

※早朝の延長保育はやむを得ない場合のみご利用頂けます。必ず事前にご相談下さい。

☆お盆期間や年末年始等、各園の利用園児数が少ない場合、保護者同意のもと与野・鈴谷・浦和の合同保育とする場合があります。

☆お子様の体調、出欠席の情報は、職員間における情報共有を徹底する為、必ず朝登園する前、また朝8時30分までにキッズリーの提出をお願い致します。

(6) 土曜共同保育

<実施施設・期間>

施設名称：上期（4月～9月） リップル保育園鈴谷

下期（10月～3月） リップル保育園与野

※利用者の状況に応じ左記保育場所の変更有

所在地：（鈴谷園）さいたま市中央区鈴谷 9-10-6

TEL048-767-4009

（与野園）さいたま市浦和区上木崎 1-3-5-1

TEL048-755-9229

開所時間：短時間 8時30分から16時30分

標準時間 7時30分から18時30分

土曜保育は延長保育無

<概要>

共同保育実施園：リップル保育園鈴谷、リップル保育園与野、リップル保育園浦和

土曜保育園児数：各園最大10名以内 最大利用計30名以内

職員配置：受入園 職員1名以上（利用園児による配置）

依頼園1 職員1名以上（利用園児による配置）

依頼園2 職員1名以上（利用園児による配置）

※ 社会情勢等により実施施設・内容等の変更があります。

(7) 嘱託医

小児科 岩崎医院 医師 岩崎 彩

さいたま市中央区本町東 1-13-10 電話048-853-2121

小児歯科 本町歯科医院 医師 中村 一彦

さいたま市中央区本町東 2-7-16 電話048-855-9775

(8) 非常災害対策

消防計画届出	浦和消防署 平成29年 5月 届出 防火管理者 神 円 (令和4年3月変更)
消火・避難訓練	消火訓練及び避難訓練を毎月1回実施
防災設備	自動火災煙感知器・誘導灯・消火器
避難場所	(第1避難場所) 常盤公園 (第2避難場所) さいたま市役所

【近隣管轄】

消防署	さいたま市浦和消防署 さいたま市浦和区常盤 6-1-28 ☎ 048-833-1319
警察	浦和警察署 さいたま市浦和区常盤 4-11-21 ☎ 048-825-0110

【 緊急時における園児引き渡しの基準 】

想定される緊急事態		降園方法
地震	震度5弱以上 さいたま市内	お迎え依頼 (電話/ルクミー等) ・保護者への引き渡し ・登録者への引き渡し ・緊急連絡の上 保護者からご指示の あった方への引き渡し
	震度4以下でも園児に危険が及ぶと判断した場合	
台風	交通遮断・地域被害大	
大水	保育園施設に被害発生	
大雪	その他園児に危険が及ぶと判断したとき	
火災	消防からの避難指示	
竜巻 等	通常降園で園児の安全確保が難しいと判断した場合	
不審者	園児に危険が及ぶと判断したとき、 警察からの避難指示	

【 臨時休園等の取扱いについて 】

保育所の所在地において、さいたま市等から「警戒レベル3以上」が発令された場合は、以下の通り対応する。

警戒レベル (避難情報等)	「開園中に発令」	「午前6時時点で発令」または 「午前6時時点から開園時刻までに発令」
警戒レベル3 (高齢者等避難)	・原則、周知している避難所へ園児を速やかに避難させます。 ただし、他の場所や園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。 ・保護者へ「状況の連絡」と速やかなお迎えを依頼する。	臨時休園とする ※午前10時の時点で安全が確保できれば 午後の保育を再開する
警戒レベル4 (避難指示)		
警戒レベル5 (緊急安全確保)		

*鉄道等の「計画運休」が発表された際、職員を十分確保できないと判断した場合は登園自粛のお願いをすることがあります。

(9) 賠償責任保険の加入

保健の種類		
賠償責任保険	1事故 3億円	1名につき1億円
傷害保険	死亡・後遺障害 3百万	入院日額 3千円

(10) 運営委員会委員

責任者	大崎紳介（代表取締役）	☎ 090-9142-7141
社内委員	大崎直美（保育部長）	☎ 090-5192-5163
第三者委員	林 幸雄（医療法人社団 聖幸会理事長）	☎ 048-826-6222
第三者委員	前年度卒園児保護者より 1 名選出	
保護者委員	うさぎ組保護者の皆様	
保護者委員	ひよこ・りす組保護者の皆様	

※ (12) 運営に関する事項 参照

【相談・苦情受付委員】

総括責任者	大崎紳介（代表取締役）	☎ 090-9142-7141
相談・苦情担当	大崎直美（保育部長）	☎ 090-5192-5163
受付メールアドレス	naomi-osaki@ripplehoikuen.com.co	
第三者委員	林 幸雄（医療法人社団 聖幸会理事長）	☎ 048-826-6222
第三者委員	前年度卒園児保護者より 1 名選出	

※受付方法

園受付カウンターに苦情受付表と受付方法のご説明を設置いたしております。
また、直接電話、メールで上記担当までご連絡いただけます。
頂いた内容により、第三者委員会を開催して問題解決に当たります。
どのような問題、苦情でも真摯に受け止め早期解決に向けて努力いたします。

(11) 児童虐待防止への取り組み

1. リップル研究所の設置者及び職員において児童福祉法 33 条の 12.
各号に掲げる以下の行為
その他、当該児童の心身に有害な影響を与える行為を禁止する就業規則を誓約しています。
2. 児童虐待の防止等に関する法律第 5 条、第 6 条に基づき虐待の早期発見に努め、
虐待を受けたと思われる児童、乳幼児を発見した場合は速やかに関係機関に通告します。
虐待を疑われる職員については、面談事実確認の上適正な処分をします。
3. 社内定期職員研修及び社外児童虐待防止等の研修を受講しています
また定例（毎週）職員会議において情報の周知、交換を行い職員の意識向上を図っています。

(12) 保護者様へお願いしたいこと【カスタマーハラスメントの防止】

保育のご利用に際し、保護者の皆様へお願いしたいこと、ならびにご理解いただきたいことがございます。

私たちは、施設・子ども・保護者・地域の皆様との信頼関係を築くとともに、保育・教育の質を高めるため、カスタマーハラスメントの防止に努めてまいります。

その一環として、外部講師による職員研修の実施、ハラスメント事案および対応経過の共有、ノウハウの蓄積、専門機関（第三者委員等）への相談体制の構築等を行います。

以下のような行為をカスタマーハラスメントとして想定しております。

実際に発生した場合、または十分な保育・教育の提供が困難であると判断した場合には、外部機関（行政および警察等）へ相談することがございますので、あらかじめご理解のほど、よろしくお願いいたします。

1 身体的な攻撃

- ・職員に向かって物を投げる、突き飛ばす、叩く等の行為があった場合

2 精神的な攻撃

- ・人格を否定するような言動
- ・侮辱的な言動
- ・長時間にわたり、必要以上に何度も同じ内容で激しく叱責する行為
- ・事実ではない事柄、または事実かどうか不明な内容を口コミやSNS等で拡散する行為
- ・自身の価値観を一方向的に強要する行為

3 過大な要求

- ・当園が提供できない保育・教育の提供を強いる行為

4 個人の侵害

- ・保育・教育に関係のない教職員のプライベート情報（住所、学歴、家族構成など）を聞き出そうとする行為

5 運営外での保育の強要

- ・保育時間外であるにもかかわらず園に連絡を入れない場合
- ・自己都合にもかかわらず時間外保育を強要する場合
- ・保育時間外での保育を繰り返し強要する場合

(13) 運営に関する事項

1. 保護者会（クラス懇談会） 年1回開催予定
保護者参加行事（親子遠足・引き渡し訓練・保育参観・個人面談）
2. 運営委員会と苦情委員会
定例運営委員会を年1回開催予定
（構成）リップル研究所取締役役員、園長・施設長、第三者委員、保護者委員
良質な保育提供のための意見交換等、保育園運営の向上に努めています。
※ 苦情事項が発生した場合は、臨時会議を緊急招集します。
3. 自己評価及び第三者評価
◎職員は毎年2回保育内容等の自己評価を行い、施設長経由にて保育本部に提出します。
本部において自己評価表、施設長評価表の査定を行い個人面談を以て相互確認の上
新年度処遇判断とします。
◎埼玉県が指定した評価機関による第三者評価を受審する。

(14) 《 園での健康管理 》

1. 登園前、ご自宅にて**朝の健康チェック**をお願いします。
検温の記録とお子様の様子及び外傷について記入または口頭で、職員にお伝えください。
※登園前の検温で37.5℃以上の場合は登園を控え、顔色、排便、子どもの状態を注意観察し、
異常が見られた場合は受診をお願いします。
※健康や怪我等、体の状態がいつもと異なる場合は報告してください。
※感染症と診断または疑いのある方の送迎は、事前にご相談ください。
 2. 保育園では、お子さんの様子を見て適宜検温します。
 3. ご家族が感染症に罹患した場合や検査を受けた場合、園児自身が感染症に罹患、
けが等をしたときは速やかにご連絡ください。
 4. 感染症状発症時はルクミーで配信、または玄関に「お知らせ」を掲示します。
 5. **保育中に発熱（37.5℃以上）、その他異常が生じたときはお迎えをお願いします。**
 6. 感染症に罹患した時について
 - ① 「登園届」に記載の感染症（お腹の風邪、胃腸炎も含む）に罹患した時は
登園をご遠慮ください。再登園の際には「登園届」（保護者記入）が必要です。
医師の指示及び「登園届」記載の目安を参考に登園判断をお願いします。
 - ② 「登園許可証明書」に記載の感染症に罹患した時は治癒するまで登園停止と
なります。再登園時、医師記入の「登園許可証明書」が必要です。
- *嘔吐等の胃腸症状は、症状が治まり24時間（感染機関）以上経過し普通食摂取可能であれば登園可能です。
- *インフルエンザ 発症後5日を経過し、かつ解熱したのち3日を経過することが必要。
- *コロナウイルス感染症 発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過することが必要。
(学校保健安全法より)
- *24時間以内に38℃以上の熱が出ていた場合は、登園を控えましょう。
(厚生労働省：保育所における感染症ガイドライン)

7. 与薬について

※医療行為に当たるため原則として与薬は行いません。

但し下記の条項に限り対応することとしておりますので、ご相談ください。

【受診時、通園していることを伝え「1日2回服用」処方にして頂くようご協力をお願いします。】

① 園でお預かりできるのは医師処方薬のみです。

「与薬票」(園書式・保護者記入)、「薬剤情報提供書」(薬局提供)と共に登園時に職員へ手渡しでご依頼ください。

*紛薬は記名し、1日1回分のみ、お預かりします。

*水薬は1回分だけをご用意ください。容器等については薬局でご相談ください。

*日焼け止めクリーム、虫よけスプレーは、お預かりできません。

ご自宅でのご使用をお願いします。

*虫よけパッチ・リング等の使用は誤飲防止の為、禁止といたします。

② ホクナリンテープ等をご家庭で貼布して登園する際は、テープに日付・名前を記入し、必ず貼布の旨をお伝えください。

尚、絆創膏の貼付時、ご家庭で内服された薬等がある場合にもお知らせください。

③ 24時間以内に解熱剤使用をされての登園は固くお断りいたします。

8. 予防接種について

① お子様の予防接種は医師に相談し、計画的に進めましょう。

また、接種後はルクミーに入力をお願い致します。

② 接種直後の登園は副反応発症の恐れがある為、降園後の接種をお願いします。

また、翌日登園の際に接種した旨をお伝えください。

9. アレルギーについて

① 前月中に献立表、食材表を配布します。ご確認の上、食材等の事前摂取をご家庭でお願いします。ご家庭で未摂取の食物は、園では提供できません。

② 食物アレルギーと診断、若しくは疑わしいと思われる場合は、必ず園にお伝えください。ご相談の上、除去食の提供、お弁当持参も可能です。

除去食提供をご希望の場合は、医師記入の生活管理指導書の提出が必須となります。

また、保護者と担当者(栄養士・保育士等)による献立表を基にした面談を毎月1回行います。

③ アレルギー症状の変化に係わらず、年1回の(年度内・年度初めまで)診断書の提出をお願いします。

10. 健康診断と身体測定

全 園 児	健康診断	年2回、嘱託医が健康診断を行い結果は健康カードに記載 医師からの伝達事項がある場合のみ個別連絡をします。
		年1回、嘱託医が歯科検診を行い結果は健康カードに記載します。
	身体測定	毎月1回、身長・体重測定し、結果を健康カードに記載します。

11. その他

- 朝は必ず朝食をとり、洗顔・歯磨きをし、身支度を整えて登園してください。
- 事故や感染症予防の為、爪は短く清潔に保つことをお願いします。

園で爪を切ることが出来ません。ご協力をお願いします。

【 保育園からのお願い 】

☆車での送迎はご遠慮ください。

なお、自転車は送迎時に一時的に園の脇のスペースに停めていただけますが、長時間の駐輪は出来ません。歩道を歩く際はお子さまと必ず手をお繋ぎください。

☆『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「(保育所は子どもの)健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。」と定めています。そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、私どもリップル保育園浦和が皆様の大事なお子様をお預かりする上では、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。

つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

- 1) 園は子どもたちがそれぞれに関わりあいながら、様々なことを試し、興味を広げ、育っていく場所です。活動に伴うケガ(顔や歯、目のケガ、骨折等も含む)、関わり合いに伴う噛みつきやひっかき、ケンカなどは起こります。

保育園として、当然事故の起らない様に対策を行います。保育士ひとり一人においてもしっかりと見守ってまいります。子ども1人に保育士1人がついている状況ではありません。ケガを予防できないことが起こることもご理解いただけますようお願い致します。保育中お子さんに怪我が生じた場合、生命に関わる怪我と判断した場合は、保護者の方に連絡の上、病院受診や救急搬送を致します。

また、怪我の大小に関わらず病院受診の場合は保護者の方にも病院に来ていただき、一緒に診療内容の確認をしていただきます。園ではマイナンバーカードや子育て支援医療費受給資格証はお預かりしませんので、保護者の方がお持ちください。

- 2) お子様の成長・発達に関するできごと、私どもが気づいた点は、小さなことであっても明確にお伝えします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくないとお感じになること、認めたくないとお感じになることもあると思いますが、未就学期の気づき、特にご家庭の環境とは異なる(長時間の)集団生活の中の気づきは、お子様の育ちと将来に深く関わることもあります。どんな変化であれ、できる限り早く気づいて必要な対応をすることがお子様の将来の良い結果につながることをご理解ください。

3) 保育所は子どもが集団で過ごす場所であり、「子どもの最善の利益」とは、「保育所で過ごす子どもたちの最善の利益」でもあります。お子様は日々、集団の中で生活しているという点を認識していただき、集団保育や他の子どもたちに望ましくない影響が起こりうることはお控えください。

- ・園の敷地内、行事の会場等では必ず安全のルールに従ってください。
- ・他の子どもたちや家族、園職員の写真等を許可なく撮る、撮った写真や個人情報等を許可なく使用するの禁止です。
- ・園内は防犯及びお子さまの安全担保の為にカメラを設置し録画をしております。保護者・外部への閲覧は園の判断と致します。
- ・医療・宗教上の理由がない特別扱い（食事、生活習慣、感染症発症時の登園、予防接種未接種等）はできません。

4) 給食の異物混入、アレルギー食材の誤食、処方薬の誤投（与）薬については、起こらないようできる限り努めてまいります。絶対に起こらないとお約束することはできない点をご了承ください。集団保育の中であること、医療を主目的とした場ではないことをどうぞご理解ください。



たくさんのお願いをいただきましたが、

すべてはお子様の安全と幸せをお守りするためと

考えております

どうぞ、お子様の大切な育ちの時期を、私どもと一緒に見守り、

過ごしていただけますようお願い致します

【 保育料・延長保育料・その他諸経費 】

① 各保護者の方にご負担いただく保育料は、さいたま市が利用負担額を決定します。
毎年、利用負担額査定が4月と9月に行われるため、利用負担額の変更があります。
ご注意ください。

②保育料の納付は、下記銀行口座へお振込みください。

振込先
埼玉縣信用金庫 浦和支店
普通口座 2 2 7 7 6 6 5
株式会社 リップル研究所
*振込手数料は保護者の方にてご負担お願いします

(納付期日)

4月(年度初)9月(利用負担額変更)はさいたま市より負担額の通知が届いてから、
5日以内でお願い致します。

利用負担額決定後は毎月月末までに、翌月分納付をお願い致します。

数か月分をまとめてお振込みされる場合は、前払でお願い致します。

また、9月以降は利用負担額の変更をお確かめの上、お振込み下さい。

② 入園時購入品と毎月の経費

入園時購入品

スモック	2,200円
園帽子	1,300円
連絡帳袋・名札	500円

4,000円 消費税込 園の集金袋にて現金精算

毎月の経費 (諸雑費・教材補助等)

600円 消費税込 園の集金袋にて現金精算

☆6か月分まとめて5月、10月に集金

☆この他にスポーツ振興センターの保険代、誕生日カード、親子遠足、ハロウィン、
クリスマスなどの行事費が別途かかります。(500~1,000円程)

☆オムツサブスクリプションは業者と直接契約をして頂いております。(2980円/月)

④ 延長保育料

市認定の保育時間（標準時間契約 7 時 30 分～18 時 30 分・短時間契約 8 時 30 分～16 時 30 分）
各保護者により保育時間が異なりますが、契約保育時間を超えて保育をする場合
延長料金を頂きます。

※集金袋にて現金精算となります
(消費税はかかりません)

標準時間保育の場合 18 時 30 分以降 5 分毎に 100 円 19 時（閉所）迄

短時間保育の場合 7 時 30 分より 8 時 30 分まで 5 分毎に 100 円
16 時 30 分以降 5 分毎に 100 円 19 時（閉所）迄

閉所時間 19 時を過ぎた場合 19 時より 15 分単位 2,000 円
※土曜保育の時間は 18 時 30 分までです。

※延長保育は 1 歳児クラス以上のお子さん対象とします。

⑤ 納付期日

毎月、または指定月、月初に集金袋（集金金額記載）をお渡しします。
5 日以内に職員に直接手渡しで納付いただけますようお願い致します。